

# 檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月14日(木) 午後2時00分から午後2時30分
2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室
3. 出席委員(12名)

1番 安田 宗義(副会長)	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光(副会長)
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂(副会長)	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗(会長)
11番 坂口 洋	13番 堀田 雅三
4. 欠席委員 1名 12番 竹瀬 久晴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
  - 第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件
  - 第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
  - 第5 第4号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利設定)に関する件
  - 第6 第5号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案(権利移転)に関する件
  - 第7 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

## 6. 会議の概要

### 事務局

ただ今より、令和7年5月総会を開催いたします。  
はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

### 上田会長 挨拶

### 議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦勞様です。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和7年5月の総会を開会いたします。

なお、12番、竹瀬久晴委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。  
それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

### 事務局 議案書の議事日程を朗読

### 議長

これより日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名については、5番、森田尚子委員、並びに6番、森川千鶴子委員を指名いたします。

### 議長

日程第2、第1号議案、農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

### 事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案3件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番及び3番は、譲渡人から譲受人へ売買による所有権移転申請です。

2番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。

事務局からは以上でございます。

**議長**

案件は、全て小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

**蘆村副会長**

1番は、寺田町\*\*\*の田、83㎡は、奈良県立医科大学・新キャンパスから西約300mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\*町の\*\* \*\*氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、申請地は、100㎡程度の小規模な農地が複数集中している地域の一角にあり、新規就農である\*\* \*\*氏が、ミカン栽培を行うとの申し出です。農機具等を購入する予定はありませんが、問題はないと思われます。

地区担当農業委員の竹瀬委員さんからも適当である旨のご報告を受けておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

次に、2番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

**安田副会長**

2番は、東池尻町\*\*\*の田、816㎡外1筆は、市立香久山小学校から南東約500mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から、贈与により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、農作業歴が33年あり、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

では、地区担当農業委員の蘆村副会長、ご説明願ひます。

**蘆村副会長**

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

次に、3番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

**蘆村副会長**

3番は、雲梯町\*\*\*の田、719㎡外1筆は、市立金橋小学校から北西約200mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\*市の\*\* \*\*氏から、売買により譲り受けられるものです。

小委員会で調査したところ、\*\* \*\*氏は、農作業歴が35年あり、農機具を所有され、耕作能力があることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願ひます。

**安田副会長**

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

以上で、第1号議案、1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願ひします。

—意見なし—

**議長**

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案、1番から3番の、農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願ひます。

—全員挙手—

**議長**

全員であります。

よって、第1号議案の1番から3番は許可と決定いたしました。

**議長**

日程第3、第2号議案、農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件は1議案2件です。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。事務局からは以上です。

**議長**

第2号議案は、全て小委員会にかかっております。

それでは、1番の調査の結果説明を蘆村副会長からお願いします。

**蘆村副会長**

1番は、雲梯町\*\*\*の田、1,447㎡は、市立金橋小学校から東約700mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\* \*\*氏が、\*\*町の\*\* \*\*氏から使用貸借により、農地を借り受けるものです。

小委員会で調査したところ\*\* \*\*氏は、農作業歴が16年あり、農機具も所有されていることから、耕作能力があり適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願ひます。

**安田副会長**

ただ今の、蘆村副会長からのご報告のとおり適当かと思ひますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長**

次に、2番の調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

**安田副会長**

2番は、一町\*\*\*の畑、694㎡外1筆は、市立新沢小学校から南西約900mに位置し、\*\*町の\*\* \*\*氏が、父である\*\*町の\*\* \*\*氏から使用貸借により農地を借り受けるものです。

小委員会で調査したところ\*\* \*\*氏は、以前から家族で耕作されており、耕作能力があることから、適当であると思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

では、地区担当農業委員の中川委員さん、ご説明願います。

中川委員

ただ今の、安田副会長からのご報告のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で第2号議案1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

委員

認識不足なんですけれども、使用貸借権設定というのは、今年の4月から、全部サポセンを通すことになったと思ってましたけど、これとはどう違うのですか

事務局

農地法第3条による使用貸借権設定と、中間管理法による促進計画とは別ですので、農地法の貸し借りの手続きは継続しています。

議長

その他ご意見等ございませんか。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番及び2番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。

よって、第2号議案の1番及び2番は許可と決定いたしました。

**議長**

日程第4、第3号議案、農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

**事務局**

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案3件です。

1番は、売買による所有権移転により、青空資材置場及び青空駐車場として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、JR香久山駅からの宅地化率で算出する第2種農地で、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われま

す。2番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は筆ごとに異なり、2筆のうち1筆は近鉄坊城駅からの宅地化率で算出する第2種農地であり、もう1筆は上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に医療施設等がある第3種農地であり、転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われま

す。3番は、売買による所有権移転により、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。当該申請地は、10ha以上の規模の農地の区域にある第1種農地に当たりますが、集落に接続して設置される業務上必要な施設であって集落に接続して設置される例外事項を適用し、転用による周辺農地への悪影響もなく、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

**議長**

第3号議案は全て小委員会にかかっております。

それでは、1番の現地調査の結果説明を、安田副会長からお願いします。

**安田副会長**

1番は、膳夫町\*\*\*の田、614㎡外4筆、合計1,653㎡は、市立香久山小学校から北西約500mに位置しており、\*\*町の株式会社\*\*\*が\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受け、青空資材置場及び青空駐車場として転用したいと申請されたもので、適当であると思われま

**議長**

す。では、地区担当農業委員を代表して蘆村副会長、ご説明願います。

蘆村副会長

ただ今の、安田副会長からのご報告のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて2番の現地調査の結果説明を、蘆村副会長から申し上げます。

蘆村副会長

2番は、古川町\*\*\*の田、752㎡外1筆、合計873㎡は、市立光陽中学校から東約10mに位置しており、\*\*郡\*\*町の\*\* \*\*氏、\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受け、青空資材置場として転用したいと申請されたもので、適切であると思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願います。

安田副会長

ただ今の、蘆村副会長からのご報告のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

続いて3番の現地調査の結果説明を、蘆村副会長から申し上げます。

蘆村副会長

3番は、川西町\*\*\*の田、1,250㎡は、市立新沢小学校から北西約600mに位置しており、\*\*市の株式会社\*\*\*が、\*\*市の\*\* \*\*氏外2名から売買により譲り受け、青空資材置場として転用したいと申請されたものです。

申請地は、長年にわたる遊休農地であり、平成28年に転用許可された隣地の使用者である株式会社\*\*\*が、業務上必要な施設を設置するため申請されました。周辺の営農環境の改善も見込まれ、適切であると思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

では、地区担当農業委員の安田副会長、ご説明願います。

安田副会長

ただ今の、蘆村副会長からのご報告のとおり適切かと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**議長**

以上で第3号議案1番から3番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当農業委員さんからの説明について、ご質問・ご意見等がございましたら申し上げます。

－意見なし－

**議長**

ご意見が無いようですので、採決いたします。

第3号議案1番から3番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

**議長**

全員であります。よって、第3号議案1番から3番は、許可相当として、奈良県知事に意見を進達します。

**議長**

日程第5、第4号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利設定）に関する件は、5件です。1番の膳夫町\*\*\*の田、1,682㎡の内1,570㎡は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、膳夫町\*\*\*の田、898㎡は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、\*\*市の\*\* \*\*氏に使用貸借権を設定する案です。使用貸借期間は、県の認可公告の翌日から令和17年7月31日までです。

以下、全て使用貸借で、それぞれ所有者（出し手）から、なら担い手・農地サポートセンターを介して、各借受者（受け手）に使用貸借権を設定するものです。使用貸借期間は、それぞれ記載のとおりです。事務局からは以上でございます。

議長

以上で、第4号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第4号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利設定）について、「意見なし」として市長へ回答することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第4号議案について、「意見なし」として、市長へ回答することに決定いたします。

議長

次に、日程第6、第5号議案、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案（権利移転）に関する件は、1件です。

1番、鳥屋町\*\*\*の田、1,137㎡外5筆は、\*\*町の\*\* \*\*氏から、なら担い手・農地サポートセンターを介し、\*\*町の\*\* \*\*氏が使用貸借権の設定を受けていましたが、\*\*郡\*\*町の\*\* \*\*氏に、集積のため、権利を移転するものです。使用貸借期間は令和11年12月31日までです。事務局からは以上です。

議長

以上で、第5号議案についての説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、ご質問・ご意見等がございましたらお願いします。

－意見なし－

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。第5号議案、農用地利用集積等促進計画案（権利移動）について、「意見なし」として市長へ回答することに賛成の方は挙手願います。

－全員挙手－

議長

全員であります。

よって、第5号議案について、「意見なし」として、市長へ回答することに決定いたします。

議長

日程第7、報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

報告1、農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は1件です。

1番、土橋町\*\*\*の畑、284㎡外1筆は、市立真菅北小学校から南約300mに位置し、\*\*町の株式会社\*\*\*が、\*\*町の\*\* \*\*氏から売買により譲り受け、青空駐車場として転用したいと届け出られたもので、隣接する農地はございません。届出日は令和7年4月8日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたらご質問・ご意見をいただきたいと思います。いかがですか。

－意見なし－

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。

これをもって、5月の農業委員会総会を閉会いたします。